

平成13年12月18日
公安委員会訓令第5号

(趣旨等)

第1条 この訓令は、公安委員会公文書の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

2 兵庫県公安委員会公文書管理規則（令和3年兵庫県公安委員会規則第1号）に定めるところによる定義規定及び略称規定は、この訓令において適用する。

3 公安委員会公文書の管理について、他の法令等に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。
(用語の定義)

第2条 この訓令において「警察保有公文書」とは、法令等の規定に基づき警察職員が公安委員会の名義で作成し、又は取得した文書であって、警察職員が組織的に用いるものをいう。ただし、公文書管理条例第2条第3項各号に掲げるものを除く。

2 この訓令において「公安委員会公文書」とは、公文書及び警察保有公文書をいう。
(警察保有公文書)

第3条 警察保有公文書は、本部長が保有するものとする。

(公安委員会公文書の種類)

第4条 公安委員会公文書の種類（取得したものを除く。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 告示 公安委員会が、法令等の規定に基づき決定し、又は処分した事項その他一定の事項を公示するもの

(2) 公告 公安委員会が、法令等の規定に基づき一定の事項を公示するもので、告示以外のもの

(3) 規則 公安委員会が、法令等の規定に基づきその権限に属する事務について定めるもの

(4) 訓令 公安委員会が、その権限に属する事務について定めるもので、規則以外のもの

(5) 一般文書 前各号に定める文書以外のもの

2 公安委員会公文書の形式は、兵庫県公安委員会書式例（別記）のとおりとする。

(文書の收受)

第5条 職員は、公安委員会宛ての文書を受領したとき、及び公安委員会の委員長又は委員が親展文書を閲覧後、当該文書に係る処理を指示したときは、当該文書の余白に専用の受付印を押し、暦年ごとの一連番号（以下次項において「收受番号」という。）を付するものとする。

2 文書管理者は、本部長が別に定めるところにより、専用の簿冊を備え付け、收受番号を適正に管理しなければならない。

(文書番号等)

第6条 公安委員会公文書を施行するときは、次の各号に掲げる公安委員会公文書の種類に応じ、当該各号に掲げる記号及び次項に規定する専用の簿冊の暦年による番号（以下次項において「文書番号」という。）を付するものとする。ただし、公告については、この限りでない。

(1) 告示 兵庫県公安委員会告示

(2) 規則 兵庫県公安委員会規則

(3) 訓令 兵庫県公安委員会訓令

(4) 一般文書 兵公委発及び所属コード（電子情報処理組織による給与事務取扱要領の制定について（昭和50年兵警務例規第7号）別表第1の所属コード表に規定する所属ごとのコードをいう。）

2 警察職員は、本部長が別に定めるところにより、公安委員会公文書の種類ごとに専用の簿冊を備え付け、文書番号を適正に管理しなければならない。

(公文書ファイル等の持出し等の禁止)

第7条 公安委員会の委員長及び委員並びに職員は、公務の目的以外の目的で公文書ファイル等を庁舎外に持ち出してはならない。

2 前項に規定する者は、公文書ファイル等を関係者以外の者に示し、又はその写しを交付するときは、公安委員会の承認を得なければならない。

(緊急時の措置)

第8条 文書管理者は、災害その他緊急事態が発生し、庁舎に危険が迫ったとき、又はそのおそれがあるときは、保存している公文書ファイル等を安全な場所に移すなどその保全に努めなければならない。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、公安委員会公文書の管理に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公委規則の施行の日〔平成13年12月18日〕から施行する。

(兵庫県公安委員会令達規程等の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 兵庫県公安委員会令達規程（昭和29年兵庫県公安委員会訓令第10号）

(2) 文書の左横書きの実施に関する規程（昭和35年兵庫県公安委員会訓令第2号）

附 則（平成18年3月24日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月12日公安委員会訓令第8号）

この訓令は、平成30年10月24日から施行する。

附 則（平成31年3月4日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、平成31年3月4日から施行する。

附 則（令和3年1月19日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、令和3年1月19日から施行する。

別記（第4条関係）

兵庫県公安委員会書式例

1 告示

(1) 新規制定の場合

兵庫県公安委員会告示第〇号 ×〇〇〇〇を次のように定め、□□〇年〇月〇日から施行（適用）する。 ××□□〇年〇月〇日 兵庫県公安委員会 委員長×〇×〇×〇×〇× 1 ×〇〇〇〇〇..... 2 ×〇〇〇〇〇..... ×〇〇〇〇。
--

兵庫県公安委員会告示第〇号 ×〇〇〇〇法（□□〇年法律第〇号）第〇条第〇項の規定に基づき、〇〇〇〇を次のように定めたので、告示（公示）する。 ××□□〇年〇月〇日 兵庫県公安委員会 委員長×〇×〇×〇×〇× (後略)

注 □□は、元号を記載すること。

(2) 一部改正の場合

兵庫県公安委員会告示第〇号
×□□〇年兵庫県公安委員会告示第〇号（〇〇〇〇）の一部を次のように改正し、□□〇
年〇月〇日から施行（適用）する。
××□□〇年〇月〇日

兵庫県公安委員会
委員長×〇×〇×〇×〇×

×〇中「〇〇〇〇」を「〇〇〇〇」に改める。
(後略)

注 1 (〇〇〇〇) は、告示の件名を記載すること。

2 □□は、元号を記載すること。

(3) 廃止の場合

兵庫県公安委員会告示第〇号
×□□〇年兵庫県公安委員会告示第〇号（〇〇〇〇）は、廃止する。（□□〇年〇月〇日
限り、廃止する。）
××□□〇年〇月〇日

兵庫県公安委員会
委員長×〇×〇×〇×〇×

注 1 (〇〇〇〇) は、告示の件名を記載すること。

2 □□は、元号を記載すること。

2 公告

×××〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
×〇〇〇〇……………は、次のとおりである。（〇〇〇……………を次のように〇〇する。）
××□□〇年〇月〇日

兵庫県公安委員会
委員長×〇×〇×〇×〇×

(後略)

×××〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
×〇〇〇〇……………について、〇〇〇〇法（□□〇年法律第〇号）第〇条第〇項の規定
により公告する。
××□□〇年〇月〇日

兵庫県公安委員会
委員長×〇×〇×〇×〇×

(後略)

注 □□は、元号を記載すること。

3 規則

(1) 新規制定の場合

×○○○○○○○○○○規則を廃止する規則をここに公布する。
××□□年○月○日

兵庫県公安委員会
委員長×○×○×○×○×

兵庫県公安委員会規則第○号
×××○○○○○○○○○○規則を廃止する規則
×○○○○○○○○○○規則（□□年兵庫県公安委員会規則第○号）は、廃止する。
×××附×則
×この規則は、□□年○月○日から施行する。

注 □□は、元号を記載すること。

4 訓令

(1) 新規制定の場合

兵庫県公安委員会訓令第○号
×○○○○○に関する訓令を次のように定める。
××□□年○月○日

兵庫県公安委員会×
×××

×××○○○○○に関する訓令
×（○○○）
第1条×○○○
×○○○。

（中略）

×××附×則
×この訓令は、□□年○月○日から施行する。

注 □□は、元号を記載すること。

(2) 一部改正の場合

兵庫県公安委員会訓令第○号
×○○○○○に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。
××□□年○月○日

兵庫県公安委員会×
×××

×××○○○○○に関する訓令の一部を改正する訓令
×○○○○○に関する訓令（□□年兵庫県公安委員会訓令第○号）の一部を新旧対照表
（別表）のとおり改正する。

×××附×則
×この訓令は、□□年○月○日から施行する。

注 □□は、元号を記載すること。

(3) 全部改正の場合

兵庫県公安委員会訓令第○号
×○○○○○に関する訓令を次のように定める。
××□□年○月○日

兵庫県公安委員会×
×××

×××○○○○○に関する訓令
×○○○○○に関する訓令（□□年兵庫県公安委員会訓令第○号）の全部を改正する。
（中略）

×××附×則
×この訓令は、□□年○月○日から施行する。

注 □□は、元号を記載すること。

(4) 廃止の場合

兵庫県公安委員会訓令第〇号
 ×〇〇〇〇〇〇に関する訓令を廃止する訓令を次のように定める。
 ××□□〇年〇月〇日

兵庫県公安委員会×
×××

×××〇〇〇〇〇〇〇に関する訓令を廃止する訓令
 ×〇〇〇〇〇〇に関する訓令（□□〇年兵庫県公安委員会訓令第〇号）は、廃止する。
 ×××附×則
 ×この訓令は、□□〇年〇月〇日から施行する。

注 □□は、元号を記載すること。

5 一般文書（基本例）

(1) 発信者を公安委員会とする場合

兵公委発第〇〇〇-〇号
 □□〇年〇月〇日

×
 ×〇〇〇〇 殿
 ×

兵庫県公安委員会××
 ××

×
 ×××〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について
 ×〇〇〇〇〇〇.....

 記

第1×〇〇〇〇.....
 ×1×〇〇〇〇.....
 ××(1)×〇〇〇〇.....
 ×××ア×〇〇〇〇.....
 ××××ハ×〇〇〇〇.....
 ×××××イ×〇〇〇〇.....
 ×××××エ×〇〇〇〇.....

注 1 宛先は、他の都道府県の公安委員会又は警察については「殿」、県、市町等については「様」を用いること。

2 見出し符号は、細別の少ないものは、1から用いること。

3 □□は、元号を記載すること。

(2) 発信者を公安委員会委員長とする場合

兵公委発第〇〇〇-〇号
□□〇年〇月〇日

×
×〇〇〇〇 殿
×

兵庫県公安委員会
委員長×〇×〇×〇×〇××

×
×××〇〇〇〇〇〇〇〇〇について
×〇〇〇〇〇〇..... ××

記

- 第1 ×〇〇〇.....
- ×1 ×〇〇〇.....
- ××(1)×〇〇〇.....
- ×××ア×〇〇〇.....
- ××××①×〇〇〇.....
- ×××××■×〇〇〇.....
- ××××××②×〇〇〇.....

注 1 宛先は、他の都道府県の公安委員会又は警察については「殿」、県、市町等については「様」を用いること。
2 見出し符号は、細別の少ないものは、1 から用いること。
3 □□は、元号を記載すること。